

報告番号	甲 乙 第 号	氏 名	岡田 順太
主 論 文 題 名：関係性の憲法理論—現代市民社会と結社の自由			
<p>(内容の要旨)</p> <p>本論文の目的は、「関係性」の意義に着目し、従来の憲法学説とは異なる観点から結社の自由に関する憲法理論の再構築を行うことにある。これまで「結社の自由」に関する憲法論は、とかく他の人権を実現するための「手段」的人権としての意義に着目しがちであり、それ自体が有する人権としての「本質」について正当な評価がなされてこなかったきらいがある。そのため、「関係性」という視点が人権論において欠落し、「結社の自由」が有する多様な場面への適用可能性を裏付ける理論が発展してこなかったといえる。この点、同じ憲法 21 条において保障される表現の自由に関する理論が、様々な展開を見せていることと対照的である。そこで、本論文においては、アメリカ判例法理と社会関係資本 (social capital) 論を手がかりに、従来の憲法理論を再検討し、結社の自由に関する憲法理論の「常識」の見直しを行なっている。</p> <p>3つの章から構成される第1部「結社の自由論の展開と限界」では、結社の自由の本質を再検討すべく、日本の憲法理論状況の分析をしつつ、アメリカ憲法判例から導き出される理論的展開の可能性とその「挫折」について論じる。そして、その「挫折」というものが、人権論の思考形態に内在する構造的な問題に起因することを、東日本大震災を契機としてその価値が見直されている「絆」を題材に考察する。</p> <p>第I章「結社をめぐる憲法理論」では、結社の自由が、従来学説において主に他の人権の手段的意義を有するものとして位置づけられていることに触れた上で、いわゆる「法人の人権」論との関係について言及し、それが本来的に結社の自由の一領域として扱われるべきことを示す。</p> <p>第II章「結社の自由の本質的価値—親交の自由をめぐる」では、第I章での検討手法が人間の関係性全般に応用可能なものであるとの認識のもと、家族やそれに類似する関係性をも「結社」と位置付けるアメリカ憲法判例の紹介・分析を行う。特に、Roberts 判決で示された「親交の自由」の法理から、結社の自由の理論的展開の可能性を見出すことができる。しかしながら、その後のアメリカ判例法理を見る限り、そうした可能性が「絵空事」に過ぎないことが明らかになる。だが、親交の自由の法理は、関係性を適切にとらえた理論であると思われるのに、なぜ、それが本家アメリカでも顧みられない</p>			

ようになってしまっているのか疑問を提起する。

第Ⅲ章「大震災における『絆』と人権論」では、そうした結社の自由に対する適切な評価を妨げる何らかの思考が存在し、現実の人間生活と合致しない理論が作られてしまっていることを、「絆」の観点を踏まえて論じている。東日本大震災の復興にあたって期待された「絆」に対して、とかく関係性を断ち切ることが得意な人権論が関与する余地を見出せないでいる。それは、結社の自由の本来的保障対象となる関係性の意義を十分に憲法学が消化できていないからであると指摘する。そして、そこでは「個人勘定主義」とでも呼ぶべき思考形態が存在し、それにとらわれるために、関係性の意義を的確にとらえがたいものになっていると論じる。

4つの章から構成される第2部「結社の自由の新地平—社会関係資本と関係性の再分配」では、第1部で示した問題意識に基礎を置きつつ、社会関係資本論の観点から結社に含まれる関係性の意義に光をあて、結社の自由の地平を広げている。

第Ⅳ章「新たな分析の視点—社会関係資本・序説」では、社会関係資本論を紹介し、財産や能力と区別される関係性が個人にとって有益な要素であることを可視化し、また、それが民主主義社会にも影響を与えることを示して、憲法学に与える示唆について論じている。さらに、すべての関係性が個人や社会にとって有益というわけではないことを示しつつ、近代憲法と両立する形で個人や社会に意義ある関係性を抽出する方法を、ロバート・パットナムの社会関係資本論に依拠しながら検討している。

第Ⅴ章「社会関係資本の憲法的意義」では、関係性に着目した法理論が存在することを示しつつ、より詳細に社会関係資本論の検討をすることで、個人勘定主義とそれに依拠した憲法理論の限界についての議論を深める。こうして、個人を生み出した近代の意義を損なわずに、関係性の意義を適切に憲法理論に取り込んでいく道筋を見出すのであるが、結局、それは **Roberts** 判決で示された結社の自由の法理にも結びつくことに言及している。

第Ⅵ章「格差社会・憲法・社会関係資本」では、前章での議論をもとに、格差問題を題材にした検討を行っている。そこでは、社会関係資本が個人にとって「財 (good)」であることを再確認し、アマルティア・センの潜在能力アプローチを踏まえて、憲法の根本原理である「個人の尊厳」の意義について考察する。これにより、自由意思や任意の選択を基本構造とする幸福追求だけでは把握しきれない関係性の豊かさの重要性や財産・能力・関係性という各財のバランスが不可欠であることが明らかにされる。同時に、現代国家の役割としての富の再分配機能が、関係性という財についてもあてはまること、さらに、そのための私人間への介入が憲法的に許容されることが示されている。

第Ⅶ章「国家による関係性の再分配—CLS 判決を題材に」では、前章で示された国家による再分配機能について、再び結社の自由の考察に立ち戻りつつアメリカの憲法判例である CLS 判決を題材として考察を加えている。

以上、第 1 部及び第 2 部の考察においては、結社の自由の本質的価値を考える際の阻害要因を明らかにし、その保障対象たる関係性について考慮すべき要素を示した。また、社会関係資本論から個人レベルでの結社の自由の本質的意義を明らかにするとともに、社会レベルにおいて福祉国家的要請からの国家による関係性の再分配機能を果たすことが、現代社会においては重要な意義を有するとの観点から結社の自由を再定位することを試みた。

3 つの章から構成される第 3 部「現代社会における関係性の保障と社会統合」では、上記の考察を踏まえて、現代社会における実践的な課題について、関係性の意義をいかに位置づけるのか、法が有する社会統合機能を念頭に置きながら検討をしている。

第Ⅷ章「法の下での平等と格差社会—関係性による社会統合・序説」では、現代の格差社会の問題を関係性の観点から分析している。

第Ⅸ章「『絆』と政教分離原則の壁—宗教団体を活用した」では、近時のアメリカ歴代政権が採用する関係性を活用した政策を紹介している。

第Ⅹ章「関係性の法的規律と治安・秩序」では、日本における治安・秩序分野での施策について、関係性の観点から再評価をし、政策立案において関係性の要素を考慮することが有用であることを示している。

第 4 部「総括」は 1 つの章で構成され、第Ⅺ章「関係性の憲法理論—結社の自由の過去・現在・未来」において、第 1 部から第 3 部で示した議論を振り返りつつ、集会の自由といった関連する人権との接合理論なども含め、関係性についての憲法理論が有する課題と展望について総括している。

以 上